

「動物実験に関する教育訓練」の申し合わせ

令和3年 4月 1日制定

令和4年 1月14日改正

令和4年 4月 1日改正

「動物実験に関する教育訓練」（以下、教育訓練）については、下記のとおり申し合わせるものとする。

記

1. 教育訓練受講時に発給される「A」「B」で始まる受講確認番号（以下、A番号、B番号）の有効期間は、受講年度を含めないで5年度間とする。なおA番号は令和2年（2020年）11月をもって発給を停止し、以降、B番号を発給するものとする。
2. 「S」で始まる受講確認番号については、次の各号のとおりとする。なおS番号は令和4年（2022年）1月をもって発給を停止し、以降、B番号を発給するものとする。
 - (1) 学部学生限定教育訓練の受講者（学部学生）に発給される番号とする。
 - (2) 有効期間： 医学部医学科の学部学生－入学年度を含む6年度間。
医学部医学科2年次編入生－入学年度を含む5年度間。
医学部医学科以外の学部学生－入学年度を含む4年度間。
医学部医学科以外の3年次編入生－卒業年次末まで（通常2年度間）。
 - (3) 卒業後も大学院進学等で引き続き動物実験を行う場合は、卒業年次の末日までに教職員・共同研究者・大学院生向け教育訓練を受講し、B番号の受講確認番号を取得すること。
B番号の取得後は、動物実験計画書の動物実験実施者欄について、変更申請を行うこと。
3. その他
 - (1) 教育訓練受講履歴記録の保存期間は6年間とする。
 - (2) 医学系研究科入学者がA・B番号のある既受講者であっても、研究科入学時ガイダンスとして行われる医科学概論（研究基盤センター・動物実験施設担当）時の教育訓練は、授業の一環として出席をとって行うので必ず受講すること。